

介護保険負担限度額認定申請書

(申請先)

小豆島町長様

年 月 日

次のとおり関係書類を添えて、食費・居住費（滞在費）に係る負担限度額認定を申請します。

フリガナ		被保険者番号	
被保険者氏名		個人番号	
生年月日	明・大・昭 年 月 日	性別	
住所	〒 連絡先		
入所（院）した 介護保険施設の 所在地及び名称(※)			
入所（院）年月日 (※)		(※)介護保険施設に入所（院）していない場合及び ショートステイを利用している場合は、記入不要です。	

配偶者の有無		有 ・ 無	左記において「無」の場合は、以下の「配偶者に関する事項」については、 記載不要です。	
配偶者に関する事項	フリガナ			
	氏名			
	生年月日		個人番号	
	住所	〒 連絡先		
	本年1月1日現在の 住所 (現住所と異なる場合)	〒		
	課税状況	市町村民税 課税 ・ 非課税		

収入等に関する申告	☐	生活保護受給者/市町村民税世帯非課税である老齢福祉年金受給者				預貯金等の基準額	1,000万円（夫婦は2,000万円）以下
	☐	市町村民税世帯非課税者であって、課税年金収入額と合計所得金額と【遺族年金※・障害年金】収入額の合計額が 年額82.65万円以下 です。 ※寡婦年金、かん夫年金、母子年金、準母子年金、遺児年金を含みます。以下同じ。					650万円（夫婦は1,650万円）以下
	☐	市町村民税世帯非課税者であって、課税年金収入額と合計所得金額と【遺族年金・障害年金】収入額の合計額が 年額82.65万円を超え120万以下 です。					550万円（夫婦は1,550万円）以下
	☐	市町村民税世帯非課税者であって、課税年金収入額と合計所得金額と【遺族年金・障害年金】収入額の合計額が 年額120万円を超え ます。					500万円（夫婦は1,500万円）以下
預貯金等に関する申告	☐	預貯金、有価証券等の金額の合計は基準額以下です。 ※預貯金、有価証券にかかる通帳等の写しは別添のとおり					
	預貯金額	円	有価証券 (評価概算額)	☐ 円	その他 (現金・負債を含む)	☐ 円	※ ※内容を記入して下さい

申請者が被保険者本人の場合には、下記について記載は不要です。

申請者氏名	連絡先（自宅・勤務先）	
申請者住所 〒	本人との関係	

- 注意事項
- (1) この申請書における「配偶者」については、世帯分離をしている配偶者又は内縁関係の者を含みます。
- (2) 預貯金等については、同じ種類の預貯金等を複数保有している場合は、そのすべてを記入し、通帳等の写しを添付してください。
- (3) 書き切れない場合は、余白に記入するか又は別紙に記入の上添付してください。
- (4) 虚偽の申告により不正に特定入所者介護サービス費等の支給を受けた場合には、介護保険法第22条第1項の規定に基づき、支給された額及び最大2倍の加算金を返還していただくことがあります。